

リンツ綱領の一年

——頂点からの下降—— (I)

内 田 忠 男

はじめに

1927年11月3日、オーストリア社会民主労働者党 (Die Sozialdemokratische Arbeiterpartei Deutschösterreichs) のウィーン機関紙『労働者新聞』 („Arbeiter Zeitung“) は、リンツ綱領採択一周年を祝って「オーストロマルクス主義」と題する論説を掲載した。匿名の執筆者は、ヴィクトール・アドラー (Victor Adler 1852-1918) 亡きあと、党の理論・実践両面の指導者だったオット・バウアー (Otto Bauer 1882-1938) だった。⁽¹⁾

論説は綱領の正しさを例示し、党路線への結集を呼び掛けたものだったが、採択祝賀論文というより、疑問と批判のただなかにある新綱領を弁護し堅持しようとする危機感に満ちたものであった。しかも綱領への疑問だけではなく、党そのもの、党の統一と団結が危機に陥り、下部からの批判があいついでいることを、その論説は窺わせていた。

「統一、統一を維持すること、それが最も重要なことだ」⁽²⁾、他国の社会主義政党が分裂して改良主義と革命主義に二分しているなかにあってオーストリア社会民主党だけが統一を維持し「冷静な現実主義と革命的感激」⁽³⁾とを一つの精神にまとめあげている。このことがオーストリア社会民主党の特性、オーストロマルクス主義をつくりあげているのだと、バウアーはオーストロマルクス主義と統一との連関を指摘し、党とオーストロマルクス主義の特性は、「改良と革

命」の精神を統一しているところにあるのだと、党の団結・統一の持つ意義を訴え、ついで彼は以下の如く党員大衆に要請する。

現在、必要なのは労働者階級のあらゆる層を結集する政治を実行することであって、冷静な現実主義と革命的感激を結びつけ、党の統一・この最高善を保持することの重要さが理解されなくてはならない。この要請を前にしては、党大会で党内を二分した論争問題「連立政権に参加すべきか、否か」という問題、「(オーストロ) ファシスト側の武装と労働者側の武装の相互解除を求めるべきか、否か」⁽⁴⁾という問題は単なる戦術問題にすぎないと考えられねばならないと。

統一はすべての問題を超えた原則でなければならぬ。パウアーはドイツ社会民主党に倣って「連立政権」を要求する党内の改良派に対して、またこの右旋回に反撥して左へ、民主主義的手段を超えて進もうと主張する急進派に対してオーストリア社会民主党の特性、伝統を守れと呼び掛けるのであった。党は、大戦直後の激動期から7年を経過して再び分裂のきざしに脅えていたのである。

この論説には「オーストリア社会民主党、それはなんと素晴らしい党であることか」⁽⁵⁾と、26年4月国会選挙の勝利を唱いあげた熱狂と自負はもはや窺いえなかったし、「あと一、二度の選挙、それでブルジョア政権はおしまいになる」⁽⁶⁾という楽観主義も、もうはるかに遠いものであった。全員一致、しかもそれまでになかった全員起立という熱狂的な雰囲気の中で行われたリンツ党大会での新綱領、いわゆる「リンツ綱領」の採択、パウアーの大会結語、⁽⁷⁾そしてそこでみられた最終的勝利は近いという楽観的確信は消え失せ、党員の動揺、党の分裂のきざしを危惧せねばならず、これらをおさえる防衛の姿勢が必要となってきたこと、これらをこの論文は物語っていたのである。「攻勢から守勢へ」、「前進から後退戦」へのこの突然の転調。われわれはこの原因となった1927年7月15日事件と、それをめぐる党内論争と路線論争を、主に中央理論機関誌『闘争』(„Der Kampf“)に発表されたパウアーの論文でたどりながら、そこで、26

年の「リンツ綱領」で展開された「権力への道」の理論が現実の事態の推移によって打ちだかれてゆくのを、したがって「オーストロマルクス主義」が正にパウアーのいうその特性の故に崩壊してゆくのを、みることにしよう。

〔注〕

- (1) Otto Bauer, *Austromarxismus*. Leitartikel der Wiener *Arbeiter-Zeitung* von 3. Nov. 1927. S. 1 f. In: *Austromarxismus*. Hrsg. v. Hans-Jörg Sandkühler und Rafael de la Vega. Wien 1970. SS. 49-54.
- (2) Bauer, a. a. O. S. 51.
- (3) Bauer, a. a. O. S. 51.
- (4) Bauer, a. a. O. S. 52.
- (5) Zit. aus: Ernst Fischer, „Glück und Ende des Austromarxismus.“ In: *Die Kommunistische Internationale*. XV. Jg. 1934. Heft 16. S. 1707 f. これは『労働者新聞』の選挙結果を告げる記事から引かれている。
- (6) Fischer, Ebenda, S. 1710. この言葉は選挙後大衆集会でパウアーが発言したものの。彼はつづけて「このことが、われわれにとってこの選挙の意味である。われわれはヴィーン市議会を不敗のものとし、国会ではわれわれの壘壕をふたたびさらに一歩前進させた。彼らはまだ城塞のうちに居る。この城塞は明日、明後日には落ちないだろうが、それが落ちることをわれわれは知っている。はるかに遠い世代がではなく、われわれ（の世代）すべてが、それが落ちることを経験することを願う」と、楽観論を説いていた。
- (7) Julius Braunthal, „Otto Bauer. Ein Lebensbild.“ In: *Otto Bauer. Eine Auswahl aus seines Lebenswerk*. Wien 1961. S. 67.

I

1926年10月30日から11月3日までリンツで党大会が開催され、1889年カウツキー（Karl Kautsky 1854-1938）によって肯認され、党首 V. アドラーによって作成されて党大会で承認をうけた党綱領、いわゆるハインフェルト綱領（党大会がハインフェルトで行われたところからこう呼ばれる）に代る新綱領草案をパウアーが提出した。新綱領案は前述したように満場の拍手、総立ちという最大の感激の表現でもって採択された。この新綱領、つまり開催地の名をとって

リンツ綱領とも呼ばれるこの綱領⁽⁸⁾の重要な点は、民主主義—得票を通して社会主義へ前進するのだと、社会主義労働者インター（いわゆる社会主義インター）の中心命題を掲げたところにあったが、それに劣らず、否、それ以上に注目すべき点は、コミンテルンとの論争点の大きな一つであった「プロレタリアートの独裁」についても、綱領内において語り、しかも新綱領の柱の一つとしてすすえていることであった。第一次大戦後両インターの間で激しい論争の焦点となり、対立をますます尖鋭化させるものとなってきた「社会主義への民主主義的な道」と「プロレタリアートの独裁の樹立」のテーゼは、リンツ綱領ではあれかこれかではなく、双方ともそれぞれ「権力への道」の手段として認められ保持されていることであった。パワーはこれがリンツ綱領の、他と比較して独自のなところであり、オーストロマルクス主義を表現したものとしたのであった。

ではこの水と油のように受けとめられてきたテーゼの総合をリンツ綱領はいかにして可能としたのであろうか。まず綱領は、ブルジョアの政治支配が経済力、伝統の力、出版物、教育、教会を手段として国民の多数をその精神的支配影響下においていることに基づいていると指摘する。この精神的影響力を克服し打ち破るならば、そうして更に都市と農村、肉体労働者と事務職（精神労働者）労働者を統一し、労働者階級が小農、小ブルジョア、インテリゲンチア層を同盟者として獲得することに成功するならば、社会民主党は多数を得ることが出来るとしていた。

綱領はこのように「精神的支配」が政治支配を決定していると考え、何より意識に重点をおく立場をとり、ここから平和的な、啓蒙情宣活動による、議会での多数派実現へと論じてゆくのである。同時に綱領はまた大戦後の諸国の経験をも考慮し、ブルジョアの反革命的活動にも備えるべきだとする命題を提起する。すなわち、党は普通選挙による決定（多数の獲得）で国家権力を掌握することを宣言するものだが、この民主主義の道を通じて労働者が国家権力を手中に収めたときに、ブルジョアジーが、サボタージュ、暴力手段によって、あ

るいは外国から反革命勢力を引きいれてこれに反抗する場合、「独裁の手段でもってブルジョアの抵抗を打ち破るよう労働者階級は強いられよう」と（...dann-wäre die Arbeiterklasse gezwungen, den Widerstand der Bourgeoisie mit den Mitteln der Diktatur zu brechen.）。

ブルジョアジーが民主主義的決定に抵抗する場合、党は「独裁の手段」によらざるをえなくなるのだと、リンツ綱領は「民主主義」か、「独裁」かの対立をしりぞけ、党路線内へ止揚、綜合したのであった。しかし勿論、この綱領案を説明するなかでバウアーが強調したのは「民主主義の道」こそが進むべき道であり、「独裁」は呪われるべきものだとする理解であり、この綜合の必要あるいは必然性の詳細な解明ではなかった。バウアーは「独裁」つまりプロレタリアート独裁の道、暴力革命路線を徹底的に批判し、否定するところから出発する。彼は暴力革命によるプロレタリアート独裁の樹立の道をひっくりかえして暴力（Gewalt）とよび、権力樹立が実際にどう推移するかを考えて、一体全体その経過の結果が社会主義実現となるかどうかを描き出そうとするのであるが、ゲバルトの道を否定的に打ち出す際、彼が好材料として用いるものとしたのは、ロシア革命とバイエルン革命、ハンガリー革命の反革命への転化の過程でそれぞれみられた経済的・政治的・社会的混乱であった。彼は以下の如く事態を描き出してゆく。⁽⁹⁾

「暴力」（つまりプロレタリアート独裁樹立の道）とは内乱であって「すべての革命の経験によれば内乱は外部からの戦争に転化する。だから暴力は戦争を意味する。⁽¹⁰⁾ それだけでなく内乱は飢餓と経済生活の破壊であり内乱は勝利した社会主義権力に解きえない課題を引き受けさせるものであり、一世代に渡って労働者の経済生活に何らの改善をももたらさないばかりか、逆に劣悪化しかうまない。この事態はロシアでみられたが、後れたロシアに妥当することはヨーロッパの工業国家の複雑な経済機構にとってより一層あてはまるであろう。加えて暴力は社会主義を殺してしまう萌芽をふくんでいる。暴力を手中にするものは暴力につかまえられるし、暴力による決断は暴力政治以外のものをうみ

はしない。ロシア革命の経過をみてみれば、ブルジョアの諸自由と権利の抑圧はすべての階級のすべての自由と権利の抑圧に終り、一群れの人々の手中ににぎられる権力は、その人々の許す見解しか述べさせないこととなると、パウアーは口を極めてプロレタリアートの独裁の道を批判する。彼は更に、独裁によって作りあげられた権力は生産手段の公有を実現するだろうが、自由の抑圧のうえに出来上る社会主義は、決して社会主義とはよびえないものだと断定する。

以上見てきたようにパウアーが大会で説明し強調したのは、独裁を否定し民主主義の道を歩むとする決意であったが、リンツ綱領はパウアーの思惑とは逆の反響をうみだしていった。ブルジョア陣営は新綱領をプロレタリア独裁の宣言と受けとめ、またそう喧伝していった。綱領の言う「独裁の手段」は、前にみたように、またパウアーが強調したように、議会の多数派形成によって得た権力を防衛するための、つまり防衛的性格と防御的位置にもっぱらおかれていたのであって、積極的攻撃的に理解するとしても、それはせいぜい「威嚇」として役立つにすぎないと考えられるのであったが、ブルジョア陣営は、キリスト教社会党を先頭に、新綱領の採択に対して、従来「オーストロマルクス主義」と攻撃していた路線を超え、共産主義・コミンテルンへ接近するものとレッテルづけして「オーストロボルシェヴィズム」とよび、反撃の機会に利用したのである。新綱領はブルジョアの反撃に好餌を与えたこととなり、27年4月の選挙戦では最大の論争的となった。パウアーは27年4月の理論機関紙『闘争』⁽¹²⁾でこの攻撃に対して、党員に再度リンツ綱領の説明、その民主主義的性格の強調と、綱領内での「独裁」の位置づけをおこなわねばならなかった。

「社会主義とは労働者階級の自治」であって、「非常に広汎な国民大衆の能動的な参加と積極的なイニシアティブのもとでなければうちたてられることは出来ない。一かたまりの少数者の手中ですべて実際上の決定がなされ、またそうならざるをえない独裁状態は、それなしには現実的な社会主義が不可能である、プロレタリアートの能動的役割が可能な状態ではない」⁽¹³⁾のであって、プロ

レタリアートの独裁は社会主義と両立しえないとパウアーは断定する。ここから彼は次の如く言うのであった。

「これらの確認からわれわれのリンツ綱領は結論をひきだす。われわれはこの道（「独裁」の道——内田）を望まないし、欲するものでもない。われわれは国家権力を民主主義の手段で獲得し、そこで国民多数をわれわれのものとしよとするのである。われわれは国家権力を欲する、しかしわれわれはそれを民主主義の形態で、民主主義をすべて保証してはじめて獲得し行使する⁽¹⁴⁾」と。

では「独裁」はどのような位置づけとなるのか。彼は理論的ではなく現実にあった、歴史的事実をひきあいにだして「独裁」の手段を弁護しようとする。イタリアが例証に挙げられる。

イタリアのファシズムの血なまぐさい例はブルジョアが民主主義国家を自己の手に確保しえないと感じるやいなや民主主義を放棄し、ファシストをプロレタリアートにむけてけしかけようとする準備していることを示すのであって、民主主義の道を通じて権力へ到達するためには、ブルジョアにそうさせないほどプロレタリアートの側が強力でなければならない。民主主義を守るわれわれの意志は民主主義的闘争手段と民主主義的権力手段を暴力的に奪い取ろうとブルジョア、王党派、ファシスト的反革命が試みる場合、その場合にのみ暴力を行使する意志を伴わねばならない。つまりリンツ綱領は「権力への道、権力獲得の手段としての民主主義。ファシズム、王党派、ブルジョア反革命がそれを攻撃する場合民主主義を防衛する手段として暴力⁽¹⁵⁾」をそれぞれ柱としているのだとパウアーは確認する。では綱領は、反革命にそなえる労働者側、社会主義者側の暴力をどのように考えていたのであろうか。

「社会民主労働者党は、共和国防衛のため労働者階級をたえず組織的に精神的に肉体的にも備えさせ、労働者と（共和国）連邦軍の兵士の間の緊密な精神共同体を育てあげ、連邦軍と同様国家の他の武装部隊を共和国に忠誠を尽すよう教育し、それによって民主主義の手段でもってブルジョアの階級支配を打ち破る可能性を労働者のためにつくりださねばならない⁽¹⁶⁾。」労働者の武装と、連

邦軍兵士と労働者との連帯と団結による、共和国防衛、ブルジョア反革命の阻止がその内容である。リンツ綱領は、労働者の武装を要請するのであった。つまりパウアーは民主主義、投票による決定での平和的な権力移行だけが「労働者階級の自治」である社会主義を実現するのだとするが、平和的移行をブルジョアがファシストをつかって妨害するのに留意し、プロレタリアートの武装と暴力行使を是認するのであった。しかしリンツ綱領では「独裁の手段」で対抗すると明記されていたのに、パウアーの論文では **Gewalt**=暴力の行使と言いかえられてしまっている点に注意を払わねばならない。「独裁」は形を消しているのである。「民主主義か、独裁か」ではなく、「民主主義も、独裁も」必要だとしていた綱領説明から、「民主主義か、暴力か」と、論争的となった「独裁」を落して、双方必要として「民主主義も暴力も」とするのである。リンツ綱領でかかげた両インターの対立点を止揚する観点は、国内のブルジョアの攻撃の前に放棄され、独裁は投げすてられる。このパウアーの態度はブルジョアの攻撃に対する屈服、逃避であるとともに、リンツ綱領での「独裁の手段」の意味、規定のあいまいさを示唆するものでもあった。パウアーはきなくさい言葉を、無色の「暴力 **Gewalt**」でおきかえることで、党とボルシェヴィズムを結ぶ「言葉の鎖」を切り捨てようとしたのであった。

しかしブルジョアとの論争をさげ、攻撃をかわそうとする受身の姿勢は、だからと言って、他国の諸社会主義政党に対して自党の優位性を誇り、第二インターの正統な継承者であることを妨げるものではない。彼はこの論文で、両インターの「綜合者」として、また両インターの綱領の「綜合」つまりジンテーゼとしてリンツ綱領を書き上げたと自認し、オーストロマルクス主義の真髄を示すもの、オーストリア社会民主党が国際社会主義運動に送った巨大な理論的貢献だと自負した。彼は国際社会主義運動との関連では次のように民主主義と独裁について語るのである。

「私はリンツで二度この問題（民主主義と独裁——内田）について語った。（中略）この二回の演説のあいだ、私が思いおこしていたのは、ドイツ社会主義、イギ

リス労働党（ラプリスムス）とロシア・ボルシェヴィズムについてであり、世界中での社会主義者と共産主義者との間の闘争であり、過去の諸革命のアナロジーと、今世紀の諸革命からの諸経験についてであり、ヴィクトール・アドラー⁽¹⁸⁾についてであり、レーニンについてであった」と。

第二インターと第三インター、つまり社会主義インターと共産主義インター（コミンテルン）の間の論争点を止揚したものが、リンツ綱領であって、戦前・戦後の社会主義・共産主義運動の経験を総括したものだとして、パウアーは黨員大衆に語りかけるが、「独裁」の意味づけのあいまいさ、規定の不充分さは、パウアーの自負にもかかわらず、新綱領が実は折衷主義の産物ではなかったかと疑わせるものであった。

第一に彼の「プロレタリアートの独裁」批判は理論的には不十分なものだった。ロシア革命をはじめ、ミュンヘン、ハンガリー両革命にせよ、労働者、勤労大衆の窮乏、飢餓の問題について言えば、革命を惹起せねばならなかった正にその原因の一つを革命の結果、悲惨な成果とする、原因と結果をすりかえる、大衆受けを狙った稚拙なデマゴギーの論理にすぎず、またロシア革命におけるブルジョアの自由権の制限という事態をもってただちに一群れの指導者の独裁へ進むものと断定する態度は、そもそもプロレタリアート独裁の本来の意味を検討して提起したものではなく、革命の進行・経過そのものから政策を検討するという客観的内在的姿勢を欠いたものであった。もっぱら現象を後知恵で説明したと酷評してよかったであろう。

更に綱領が宣言する「独裁」の手段は、マルクス主義国家論の重大な誤解のうえで考えられていたと言えるのである。前にみたようにリンツ綱領及び彼の綱領説明は国家の弾圧装置について極めて無警戒であって、幻想的な楽観主義でもって軍隊、警察が彩つけられ描き上げられていた。労働者と兵士、警察官との密接な関係の維持だけを取りあげていたのを想起すべきである。この点は、1923年、すでにハンス・ケルゼン（Hans Kelsen 1881-1973）にきびしく批判された⁽¹⁹⁾「階級の均衡」⁽²⁰⁾論に同じ根をもつ彼の国家論の誤謬の再生産されたも

のであった。マルクス主義国家論の修正主義的理解は反省されることなく復活させられ、綱領にまで持ち込まれたのであった。

また「独裁」の理解もマルクス主義の原則に忠実なものではなかったと評されうる。「独裁」を「暴力」と置きかえるところからも指摘されうることはあるが、オーストリアの社会民主党史の研究者ノーベルト・レーザーは、パウアーが「独裁」をまったく単なる武力的抵抗の意味に矮小化したばかりでなく、更に「ブルジョア的抵抗権」あるいは「自衛権」にまで歪曲化している⁽²¹⁾と酷評している。

こうした明白な理論的誤謬をささえていたのは、そしてパウアー説を正當らしく見せていたのは、オーストリア革命によって党が獲得し、あるいはオーストリア共和国に体现させた民主主義的成果であった。社会民主党は革命のなかで主導権を得て、軍隊・警察を民主化し、社会民主黨員を送りこむと同時に、軍隊・警察内での団結権を保証・実現し、党の主要支持勢力の一つに数えあげられるまでにしていたのである。ここからパウアーだけでなく広く党指導者、黨員もこの国家機構を階級敵の弾圧機構と考えるのではなく、綱領が規定していたように、共和国——この党がつくりあげ、責任をもつ、革命の遺産としての共和国——を、王党主義者、ハプスブルク家再興の夢を棄てていないブルジョア反動派から守る防衛機構と考えていたのである。綱領はこの点を謳っていた。彼らにとって国家をブルジョアの抑圧機構ときめつけるのは、現実をみない、⁽²²⁾ドグマにとらわれた態度であり、理論であるとさえ考えられたのである。しかし、この本質論がドグマではなく現実を正しく映したものだということを知れば党は綱領採択後一年も経ないで手痛くも理解させられることとなる。

しかし、それは後にみることにして、ここではさておき、綱領の理論的問題点を更にあげてみることにしよう。労働者の武装についてである。それにはまず簡単に党の軍事機構についてその略史を辿らねばならない。

1923年社会民主党はウィーン外の、山間地域の分離主義的ファシストの私兵＝私的軍事組織——主に退役将校、失職青年及び中小農民層の青年から構成さ

れ、連邦中央政府からの食糧徴発に抵抗していた——の労働者階級への攻撃・挑発に対抗して党独自の軍事武装組織、「共和国防衛同盟」（Republikanisches Schutzbund⁽²³⁾）を作りあげた。党は革命のなかで個人が武器を携帯する権利をかちとり、革命退潮後もブルジョアの支配する政府・キリスト教社会党の暗黙の了解をえて武器を貯蔵し管理する権利を行使していた⁽²⁴⁾。この歴史的背景を考慮してはじめてリッツ綱領、特にその権力への道の理論は、理解されうるものだったのである。しかしこの「共和国防衛同盟」は全国的に組織的にくまなく組織・訓練されていたのではなくまた軍事組織と言うよりは党員大衆の統御機構として働いていた。主要な任務は地方ではファシストとのこぜりあい、挑発から労働者大衆を守り、主要工業都市では警察にかわって労働者の示威行動、争議行為の際の秩序維持につとめることであって、少々皮肉な言いかたになるが国家の弾圧機構の実際の機能と本質にふれさせない役割を果していたのである。共和国を警察、軍隊と協力して反動的ブルジョアからまもること、この幻想的想定にしたがって労働者の武装が考えられていたのであって、両武装弾圧機構が牙をむきだして労働者に襲いかかる事態を考え、緊急かつ秩序だった対応、すなわち反撃、攻撃へと進む組織づくり、更にそれに不可欠な情宣連絡、通信交通運輸組織をととのえたものとはなっていなかった。

以上見てきたようにリッツ綱領の幻想的空論的想定、その根拠となっている理論的誤謬は、パウアーより一世代若いオーストリア社会民主党の苦節の1930年代を経験してきたオット・ライヒターが言うように、確かに「民主主義的楽観主義の最高時点⁽²⁶⁾」がうみだしたものであり、オーストリア革命後の労働者階級の特別に有利だった闘争諸条件から産み出されたのがリッツ綱領であって「それはとりわけ苦く失望させられることとなる筈の⁽²⁷⁾」産物だったのである。

ライヒターの言う如く楽観主義の産物ではあったが、新綱領の問題の「独裁」の概念、その使用についてはすでに綱領作成・検討の段階で危惧や反対論が述べられていた。国際的な、政治的に両極に立つ論戦のなかで、一方の主張を明

確に表明することの語句は、オーストリア社会民主党の指導部のなかでは、タッチするのが危険な概念⁽²⁸⁾と受けとめられていたのである。党内右派の一人で、1927年7月党がブルジョアジー、及びその政権の総攻撃で手痛い打撃と権威失墜を被ると直ちにパウアー批判に立ち上ったトゥレビシュ (Oskar Trebitsch) は、草案討論の時点で、ブルジョアを威喝するためだけに使うのであってはならない。真面目に責任を意識・自覚して語るべきだと躊躇逡巡し、概念のあいまいな使用に警告していたし、左派を代表していた F. アドラー (Friedrich Adler 1879-1960) も「独裁」ではなくてプロレタリアートの階級的支配をいれた方が良く考えていた。綱領草案を作成したパウアーも、レーザーによれば、この概念を用いることに確信を抱いていたのではなくて、M. アドラー (Max Adler 1873-1937) の強い主張に譲歩して、党内の左右両派の調停者の立場から挿入したのであったという⁽²⁹⁾。たしかに、前にみたように「独裁」に断固執着する姿勢はなかったし、パウアーはこれを死守する使命感は持っていなかったと言えよう。むしろパウアーにとって、この危険な概念をできるかぎり平板化し民主主義的手段の枠内に組み入れることが問題だったのである。

こうして、党内の理論的不統一のなかで、なかば折衷的に取り入れられ、したがって正確厳密な概念規定を与えられることなく、むしろ曖昧にされ空洞化された概念・用語として「独裁」は綱領内に場所を見出したのである。だから現実政治に重点をおく立場にたてばレーザーの言うように「独裁」の挿入は害をもたらさず、益は何もなかったと言えよう。しかし党の統一を、団結を守り、第二インターの正統な継承者としての自負、自己のイメージをくずさないようにするためには、左派の主張をうけいれ、それでもって「改良と革命」あるいは「現実主義的改良活動と理想主義的革命的熱狂」の総合と誇ることがより重要であった⁽³⁰⁾。

かくして、この新綱領は、民主主義的議会主義的方法による政権掌握の道をきめ、国会・地方諸議会へ進出し漸進的前進を積極的に肯定することで党内右派・改良主義派を代表する K. レンナー (Karl Renner 1870-1950) を満足させ

たばかりでなく、プロレタリアートの独裁の命題に執着した左派の理論家 M. アドラーにも受け入れられるものであった。レンナーは綱領討議のなかで「この綱領が示した前進は測りしれない。そして今この綱領草案はわれわれにとって多くの傷がうずめられたことを意味する⁽³¹⁾」と述べたし、アドラーもただ一回だけとは言え、彼の主張する「独裁」が綱領内に取り入れられたのを見たとし、綱領は評者によってはアドラー寄りに決定されたとされるほどであったから、これを歓迎したのは当然でもあった。

しかし壮大な自負に満ちた「国際社会主義の綱領」⁽³²⁾は、以上にみた理論的誤謬の他に尚重大な、国内でのすべての党と労働組合の活動・実践の意義も事実上打ち消してしまう命題をも含んでいたことにふれないではいられない。綱領後半部の第5章、資本主義制度から社会主義制度への移行をあつかう章では、狭小なオーストリアを意識して権力行使の限界が告げられる。社会主義制度は小さな、資本主義的世界に依存せざるを得ない国に於いては樹立することは出来ず、ただ社会主義的経済制度の諸前提条件を自らのうちに持つ、広大な包括的な領域を持つ国に於いてのみ可能であるとし、（オーストリア）社会民主党が政権を掌握した場合でも他国での発展が社会主義制度への前提をつくりだしているその度合い・程度において、資本家と大土地所有者の私有財産として集積されている生産手段を社会化することができるであろうと⁽³⁴⁾。

更に第6章4節では「社会民主労働者党はドイツオーストリアのドイツ帝国への併合を1918年の民族革命の必然的な終結とみなしている。党は平和的な手段でドイツ共和国と併合することにつとめる」とあるところから理解されるように、党はオーストリア一国での社会主義制度の実現を望まず、大国ドイツとの併合、しかも社会主義へ前進するドイツ共和国との併合なしにはオーストリアの社会主義への一歩はないとしたのである。

小国オーストリアでの社会主義の実現は困難であり、ドイツ共和国との併合が実現の条件であるとするテーゼは、楽観主義で貫かれた民主主義による権力への道のそれとは一見矛盾するかに見える。が、この矛盾は確かに矛盾として

リアルではあったが、党指導部にあっては以下にみるように受けとめられていた。

小国オーストリアでの社会主義の実現はおろかブルジョア共和国としての生存すらおぼつかないのではないかという危惧は、すでにオーストリア革命前のパウアー、レンナーの共有した考えであったし、無理やり手に握らされた権力ともいうべき革命期の政治権力を社会主義へではなく社会主義から後退し断念するために行使した党指導部の判断（勿論両者の比重は圧倒的であった筈であるが）も、糧道を連合国側に握られ依存する他、工業に向けるべき国内資源はなく、抵抗しようにも弱小な軍勢力しか保持しない、対外依存を運命づけられているオーストリアの実状を考慮してであった。この小国意識がいかにかパウアーを縛っていたかは、彼の『オーストリア革命』論に顕著であったし、またリンツ綱領草案提出の演説のなかでパウアーが「独裁」＝「内乱」＝飢えと等式を続けて「独裁」を非として斥ぞけ、民主主義を歩まねばならないとするのもここに一因があったのである。小国だからこそ民主主義を歩まねばならないし、労働者階級が分裂しては無でしかないことを理解して団結を守り、革命で堅固なものとした民主主義的地盤の上を進まねばならないのであった。民主主義の道を通じて諸外国からの干渉をよぶことなく権力に接近すること、これが小国オーストリアの社会民主党指導部が歴史の教訓として党员大衆にさし示した道だったのである。

しかしこの民主主義の道を歩んですでに42%の得票率（1927年4月の国会総選挙で党は総投票364万1526票のうち153万9635票、42.28%を獲得した）を誇ることが出来た党は、選挙活動、組織活動を含む党活動の一層の活発化のために、小国であることの自覚に前進と戦闘性の高揚を求めることは無理で、「あと8%、あと30万票」と政治権力、この約束された土地への距離を示し鼓舞することによって、また党と党员の実現した労働者福祉事業を（「赤いヴァーン」をみよと）思い浮べさせることで自分たちの力を意識させることで、党への、党活動への献身を勝ち取らねばならない。この無力さ、自覚と自己の（労働者

の）力量の誇示といった姿勢のズレないし矛盾は絶えず前進して党全体が楽観主義で満たされているときには問題とならなかったが、後退がはじまり党内に亀裂が走りだすと、党員の意識をゆるがすものとなる性質のものであった。⁽³⁵⁾

さらにオーストリア社会民主党指導部に対外依存を意識してドイツへの併合要求を出させたのは国内の党及び労働者階級の、他党及び他階級・階層とのかかわり、あり方の「問題性」からであった。これもまた大戦からの歴史を簡単にでもみてみなくてはならない。

オーストリア・ハンガリー帝国からチェコ、ポーランド民族等の被圧迫民族が第一次大戦後それぞれ分離・独立していったあとの「残余・残滓」でしかない、大戦後のドイツ民族を主力としたオーストリア国家は、溶けあうことのない、二つの社会、二つの階級・階層から構成されていた。首都ヴィーンとその近郊の工業諸都市は、従来広大な帝国全域を市場圏として発展してきたのであり、都市労働者を雇用し維持してきたのであって、戦後その市場圏がそれぞれ独立国となり、関税の壁を張りめぐらすこととなると、オーストリア商工業は永い停滞・不況・規模縮小の試練を経験しなければならなかった。オーストリアは生産物の6分の5を輸出しなければならなかった。この厳しい経済条件に加えて、革命の渦中で労働者階級が獲得した各種の労働者保護制度と、とりわけヴィーンで進められた高度累進課税及び奢侈税収入による労働福祉厚生諸施設建設の重荷はブルジョアの共和国呪詛、労働者、社会民主党憎悪を作りだしていた。彼らは戦争直後の不況、続いてインフレ、強制的な上からの再建デフレ、不況の存続と息つくいとまもなく激動の波にさらされていたから、それだけ一層労働者へ許さねばならなかった譲歩＝経済的負担をかなぐりすてる機会を窺っていた。一にぎりのブルジョアジーと対峙する商工業労働者の大群が都市社会を構成していたとすれば、残余の社会、すなわちヴィーンの西・南から拡がる山間峡谷の農村社会は、従来農林牧畜を営む自給自足的な地域社会を形成していた。この農村社会は戦後の新しい状況のなかへひきこまれても、勿論都市社会の食糧をまかなうことは出来なかった。しかし革命が飢餓のなかで進行

し食糧徴発を新政府が強行せざるを得なくなると水と油の関係でしかなかった都市と農村、農民と労働者の対立はにわかには激化し、憎悪、確執が進行することとなる。農村社会は労働者の牙城ヴィーンを「巨大な水頭」(Wasserkopf)と、反感と侮蔑をこめてよんでいた。⁽³⁶⁾

世界都市ヴィーンとアルプス東端の山間峡谷の村々、そこにはほとんど何も、かつての皇帝以外には、結びつけるものはなかったから、この二つの世界、社会からなる国家は対立が、しかも恒久的に約束された国家でもあったのである。農業人口と工業人口はほぼ相等しく、政治地図上の分布もまた等しかった。すなわちヴィーンとその周辺の工業諸都市それに州の首都は圧倒的に社会民主党の地盤であり、農村部はカトリック教徒の農民層をまとめあげるキリスト教社会党が優位を占めた。660万の人口のうち300万人が都市に居住し、60万の成人が社会民主党に加盟、実に5分の1が黨員という驚異的組織率をあげていた社会民主党は総選挙では、前述したように42%を全国各層から得ていたが、なかでもヴィーンでは3名に1名の成人が黨員であり、3名に2名が党支持者で、文字通り不拔の労働者・社会民主党の牙城であった。したがってヴィーンでは社会民主党は市政を牛耳り、州と同格の自治権を得ることによってヴィーンに独自の税制をつくりあげ、幾多の優れた労働者及びその家族向けの福祉・教育・厚生施設を設け、労働者を結集する諸事業を行っていたのであった。なかでも労働者向けの公共集団住宅建築事業と低家賃政策は最も成功した例であり、ベートーベンの「ハイリゲンシュタットの遺言」及び交響曲第六番「田園」を練ったと言われる小川沿いの散歩路で有名なハイリゲンシュタット・ムスドルフへ都心から赴く途中に市電で2区間延々と続く住宅ブロック「カル・マルクス・ホーフ」は労働者階級のヴィーンでの力量を誇示する一大モニュメントであった。この党と労働者階級の都市「赤いヴィーン」は、コミンテルンの「赤いモスクワ」に対比されて、社会主義インターの「飾り窓」あるいは「メッカ」と呼ばれたのである。「赤いヴィーン」が労働者にどれほどの誇りと自負をもたらしていたかを以下の文が窺わせることであろう。

「彼ら（社会民主主義者たち——内田）は資本主義国オーストリアの内部に彼らだけの世界をうち建てることにほとんど完全に成功していた。党にひとたび加盟した暁には、人々は仕事の時間以外には中産階級の世界と接触を持つ必要がなかった。彼は社会民主党市当局が建築・管理している住宅に住み、生活必需品のすべてを社会民主党の協同組合で購入し、リクリエーションの時間を社会民主党の文化組織で過ごし、そして最後には社会民主党の運営する協同葬儀団によって葬ってもらうことまでできたのである。⁽³⁷⁾」

この「赤いヴィーン」が労働者福祉の面で成果をあげればあげるほど農村のカトリックに忠実な農民層及び都市のブルジョア、プチ・ブルジョアは反感をつのらせていった。すでに革命時に革命の中心地であったヴィーンに対抗して、諸地方では、スイスあるいはイタリアまたドイツへと分離・併合してゆこうとする動きがあったし、前述したように都市商工業労働者に対して地方の利害を守ると称して退役将校、農民の子弟青年をかきあつめた私的軍事組織「護国団」(Heimwehr) が結成されていた。農村社会は都市ブルジョア、中小ブルジョアと結んで強力な対抗ブロックを形成し、社会民主党・労働者階級と対峙するが、この保守ブロックを指導したのが、パウアーと並んで戦後のオーストリアの進路を決定したキリスト教社会党の指導者、神学博士にして僧職にあったイグナツ・ザイペル (Ignaz Seipel 1876-1932) であった。彼は民主主義を敵視し、カトリックの教義に立つ身分制社会 (Stände) を理想としたから、彼は自己の使命を社会民主党の打倒、その影響力の根絶にみていた。彼は22年以降再三首相の座に昇り、いかなる妥協も社会民主党に許すことなく政治の舞台で「黒い宰相」として活躍してきたのである。以上みてきたように42%の得票を持つ社会民主党とキリスト教社会党を中軸とするブルジョアと農民の諸政党との均衡に近い政治対立は、社会経済的諸関係のストレートな反映であった。

社会民主党の側からたえず農民を、中小ブルジョア階級を獲得しようとする努力・試みはなされてはきていた。1925年11月パウアーは党大会に「農業綱領」草案を提出し農民各層あての政策をきめ、農村部での得票増のため党員が積極

的に農民に働きかけることを求めているのは、その顕著な例であった。社会民主党はこの「農業綱領」を武器として、あと30万票を農村部から獲得しようと、27年4月の選挙に向けて農村対策を強化しようとしていたこの時期に、キリスト教社会党は自らの票田・地盤を守るべく社会民主党を攻撃する好餌を求めている。そして正に好餌となったのが、「リンツ綱領」であり、そこでの「独裁」の用語なのであった。彼らは4月の国会選挙に必要なスローガンをここから手に入れられると考えた。キリスト教社会党は今オーストロマルクス主義は本性を現わし、ボルシェヴィズムの言葉で語り始めたと喧伝し、プロレタリアートに対抗する有産者の総結集に努める⁽³⁸⁾。こうして27年4月の選挙は、両陣営の総力をあげた激突、緊迫した政治的雰囲気の中であつたのである。ここで忘れられてならないのは、互角と言っている、有産者と無産者、都市と農村部の対立・対峙は硬直的であつて、両者がともかく和解し相和して社会民主党を政権につけるためには長期にわたる相互対話、了解の努力が、その時間が必要であつたが、この長い時間の余裕はしかし社会民主党にとって、ファシストに支配されたイタリア、ハンガリーに囲繞されているなかでは許されなかつた。激突の時は迫つていたのである。

I章の最後に當つて、今一度「リンツ綱領」の併合要求との、この問題すなわちオーストリアの特殊性の問題と関連づけて考えれば、以下の如く指摘することが出来よう。

農村部との硬直した対立は構造的にビルト・インされたものであつて、あと30万票が得られたとしても、この社会民主党の選挙の勝利は敵意ある半数の人々の反抗を招くことは当然に予想される。この難問の解決は一国ではありえないし、またあたえない。それは他の大国との併合に求められ、ゆだねられる。このことが新綱領の後半の併合要求が必然とされる理由の大きな一つであつたと考えられる。しかし、併合は今日明日の要求ではなく、今日の課題は政権の問題、30万の得票増であつた。前述したズレは広く話され検討されることのないまま4月の選挙へ、そして運命の7月へと時は進むのであつた。(続)

〔注〕

- (8) 『リンツ綱領』は『季刊 現代思想』3-2, 1973, 社会思想社に全訳されて掲載されている(田川恒夫訳)。ここでは邦訳, ドイツ語原文とも頁付けはしなかった。原文は次のものに収録されているものを利用した。 *Österreichische Parteiprogramme 1868-1966*. Hrsg. v. u. Einl. v. Klaus Berchtold. Wien 1967. SS. 247-264.
- (9) ‚Parteitagreden Otto Bauers‘, „*Otto Bauer Werksausgabe Bd. 5.*“ Wien 1978. SS. 393-465.
- (10) Otto Bauer, a. a. O. S. 412.
- (11) Felix Kreissler, *Von der Revolution zur Annexion. Österreich 1918 bis 1938*. Wien 1970. S. 148.
- (12) 『闘争』*Der Kampf* は, 社会民主主義月刊誌と副題をつけて1908年に刊行を開始し, 1934年2月まで継続してウィーンででていた。党が非合法となって, 1934年4月からチェコのブリュンで印刷-刊行された。出発時の編集者はパウアー, A. ブラウンそれに K. レンナーであった。27年当時の出版責任者は F. アドラー (Friedrich Adler 1913-1960. V. アドラーの息子で物理学者。大戦後の社会主義労働者インターナショナルの書記を歴任), 編集者は H. Bauer, J. ブラウンタール, S. クンフィ, O. ポラック, いずれもパウアーに傾倒する人々であった。
- (13) Otto Bauer, ‚Linz und die Wahlen.‘ In: *Der Kampf*. Jg. 20. April 1927. S. 154.
- (14) Otto Bauer, a. a. O. S. 155.
- (15) Ebenda, S. 156.
- (16) 「リンツ綱領」第3節「国家権力をめぐる闘争」から, 邦訳とは異なる。邦訳では前掲書, 194頁。
- (17) Otto Bauer, Ebenda, S. 154. u. 156.
- (18) Ebenda, S. 154.
- (19) Hans Kelsen, ‚Dr. Otto Bauerspolitische Theorie.‘ In: *Der Kampf*. 1924. Jg. 17. ケルゼンの批判は23年に出たパウアー『オーストリア革命』に展開されている国家論に向けられていた。Vg. m. Otto Bauer, *Die Österreichische Revolution*. Wien 1965 [1923].

パウアーの国家論は以下の引用で了解されよう。

「1919年秋から1922年秋までオーストリアに存在していたような共和国をわれわれは人民共和国とよぶことが出来る。この共和国は, ブルジョアがフランスあるいはアメリカのブルジョア共和国を支配しているように, プロレタリアートを支配することが出来るブルジョア共和国ではなかった。しかし, この共和国は, ロシアあ

るいはハンガリー・プロレタリア共和国がブルジョアを支配しようと試みたような、プロレタリアートがブルジョアを支配するプロレタリア共和国でもなかった。それは他階級を支配するほどに一つの階級が十分に強力ではなかった共和国であって、したがってすべての階級が国家権力のもとに、また国家権力をともに分けあわれねばならなかった。それで実際すべての階級の国民が国家権力に分与して、実際のところ国家活動は、国民すべての階級の諸力の結果であった。であるからわれわれはこの共和国を人民共和国とよぶことができる」(Otto Bauer, a. a. O. S. 259 f.)と。

- 20) Otto Bauer, „Das Gleichgewicht der Klassenkräfte.“ In: *Der Kampf*. Jg. 17. 1924. SS. 57-67.

ケルゼンは、1. マルクスの国家論は、国家を一階級の支配機構以外の何物でもないとしている、2. 諸階級の力関係のなかではただ量的変化があるだけで、質的变化はない、とパウアーを批判した。パウアーはこれを俗流マルクス主義的理解として斥け、事実に即してマルクスの国家観を研究してゆかねばならないとした。彼は戦後のヨーロッパの諸変化がこの均衡の事態をもたらしたのであって、その現われが第一に連立政府の実現であり、均衡により伝統的議会議主義が一般的危機におちいったために生じたものと理解される、第二にこの均衡は武装した政党によってくつがえされ、全階級がそのもとにたおれるといったイタリア、ロシアの場合にあらわれると指摘する(Otto Bauer, a. a. O. S. 96 f.)。本質論の欠如と言えないだろうか。

- 21) Nobert Leser, *Zwischen Reformismus und Bolschewismus. Der Austro-marxismus als Theorie und Praxis*. Wien 1968. S. 398.

22) 注20を参照されたし。

23) Otto Leichter, a. a. O. S. 37.

24) Ebenda, S. 47.

25) Kreissler, a. a. O. S. 144. 防衛同盟は州ごとに組織され、小・中連隊で構成されていて、時折は行進、訓練を行った。防衛同盟にあつまったのは最も進歩的で規律ある党员であった。彼らは一般の党员からはある種の前衛・彼らの護衛隊とみられていたという。

26) Charles A. Gulick, *Austria from Habsburg to Hitler*. 2 vols. Berkeley 1948. Vol. 1. p. 736 f. 「社会民主党は警察と協議してデモンストレーションは双方の完全な協力で行われていた」、例外は共産党のデモでこれは手荒くあつかわれていたという。

27) Otto Leichter, *Glanz und Ende der Ersten Republik*. Wien 1964. S. 40. 本書は1934年、オーストリア社会民主党が非合法に追いやられた年に、1918年から34

年までの党の歴史を批判的に叙述するものとして発表された、勿論匿名であって、タイトルも異なる。Pertinax, *Österreich 1934. Die Geschichte der Antirevolution.*

- 28) Leser, a. a. O. SS. 394-398.
- 29) Ebenda, S. 394 f.
- 30) Vg. Leser, a. a. O. S. 395. レーザーは、パウアーがこの語を綱領に入れたのは M. アドラーの主張、党内左派の見解もいれて、党の統一を保持しようとした調停者的姿勢からだったとしている。
- 31) リンツ党大会でのレンナーの演説から, Zit. aus: J. Braunthal. *Otto Bauer. Ein Lebensbild.* Wien 1961. S. 67. und Leichter, a. a. O. S. 40.
- 32) Hans-Jörg Sandkühler u. Rafael de la Vega, 'Einleitung. Kant und die Krise der Revolution.' In: *Austroroxismus.* Wien 1970. S. 40.
- 33) J. Braunthal, a. a. O. S. 67.
- 34) レーザーは綱領内に、オーストリアは小国にすぎないという「冷静な自己評価」がとりいれられているのを「社会主義はたしかなのだと差しだされた祝杯に、注がれた一滴にがよもぎの働きをしている」というたくみな寸評で言及している。この小国意識は、圍繞する国際環境、ことにドイツの情勢が党にとって不利なものになってゆくと、ますますあきらめの気分をつくってゆくこととなるが、レーザーは、31年大恐慌のなかでドイツ社会民主党が無力化してゆくのをみて指導者ボラックが社会主義労働者インターの第四回ヴィーン大会で慨嘆するところを引いている。「戦後のオーストリア社会民主党の運命である悲劇的矛盾は小国の大政であることだ。党の模範的な組織のすべての力能もこの矛盾を止揚することはできない。41.13%（ヴィーンでは59.98%）にのぼる政治的力量も、この無力さをのぞくことは出来ない。そしてもし党が明日にも政府への影響力をうるとしても、その政府は影響力のない・外国に依存する・外交政策の対象でしかない位置におとしめられた国の政府であるにすぎない」（Leser, a. a. O. S. 383.）と。
- 35) Leichter, a. a. O. SS. 28-30.
- 36) Julius Braunthal, *In Search of the Millenniums.* London 1945. p. 254.
- 37) A. シュトゥルムタール『ヨーロッパ労働運動の悲劇 1918—1939年』, 神川・神谷訳, 岩波現代叢書, 第2巻, 21頁。
- 38) Kreissler, a. a. O. S. 148 f.